

会議の開催結果

1	会議の名称	政策条例制定に関するプロジェクト会議
2	会議の開催日時	平成 30 年 6 月 22 日 (金) 15:35～16:23 16:42～16:43
3	会議の開催場所	市役所 議会棟 3 階 第 1 委員会室
4	出席者名	・委員 井上伸一、土橋勇司、大木 学、新井森夫、井原 隆、小川寿士、小柳嘉文、浜口健司、富田かおり、西沢鈴子、吉田一志、稲川智美、神坂達成、久保美樹、島崎 豊 ・他事務局職員
5	欠席者名	
6	議題及び公開又は非公開の別	議題 ・常任委員会からの意見等について ・条例（案）の修正について ・その他 公開・非公開の別：公開
7	非公開の理由	
8	傍聴者の数	0 名
9	審議した内容	・常任委員会からの意見等について ・条例（案）の修正について ・その他
10	問合せ先	議会局 議事調査部 調査法制課 電話：048-829-1758
11	その他	※発言要旨、配布資料は別紙のとおり

(別紙)

平成30年6月22日開催 政策条例制定に関するプロジェクト会議 発言要旨

議題1 常任委員会からの意見等について

文教・市民生活・まちづくりの各常任委員会において条例案に対する意見聴取した結果に関する議長からの報告について、事務局から説明。

(神坂委員)

文教委員会の委員からの意見として「違法性ギリギリの可能性ある」との発言があった。この条例には違法性があるのか確認したい。

(事務局)

事務局としては、違法性はないと認識している。

(神坂委員)

文教委員会では学校長を参考人として呼んでいるが、どのような立場で発言しているのか確認したい。

(井上会長)

校長個人としての発言であると認識している。

議題2 条例(案)の修正について

文教・市民生活・まちづくりの各常任委員会における意見聴取を踏まえた条例(案)の修正について、事務局から説明の後、協議。

(土橋委員)

まちづくり委員会において委員から執行部に対して確認を求めたとき、「よくわからない」という発言があった。職員がわからないものは、市民の方もわからないのではないのか。また、ヘルメットの着用について学校長やアンケート等を通して調整してきたが、学校関係者からの参考意見では、「指導をすることが非常に難しい。」「現在、教育委員会としてヘルメット着用へ向かう工程表、計画を立てる予定はない。」など後ろ向きの発言が多く、非常に残念である。

(井上会長)

学校現場におけるヘルメットの着用の促進を力強くするべきだという認識の下、取り組んできた。しかし、教育委員会としては、すぐに対応できるわけではないという現状が分かってきた。学校現場において、ヘルメットの着用をしっかりと対応できるように第13条の第5項として検討条項を設ける修正案を提示した。

(土橋委員)

盛り込むのは良いが、教育委員会が実施しないという認識である以上意味がないのでは。

(井上会長)

「現時点では、計画がない。」という意味だと思う。本条例が仮に制定されれば、教育委員会は主体的に検討することになる。

(土橋委員)

1年間プロジェクト会議において、関係各所と調整してきたと思うが、結果的には調整がつかなかったということか。

(井上会長)

学校長の意見として、このような意見があった。ただ、安全対策をしていく必要はあるという認識は共有できている。

(小柳委員)

文教委員会での発言は、「学校や地域によって状況が異なるので、一律に努力義務を課するのは厳しいところがあるという議論の流れの中で、ヘルメットの着用を段階的に進めたり、どのようなプロセスで全員が着用するのかという意味において工程表はあるか。」という委員からの質問に対して、「現在、努力義務はないので、現時点では考えていない。」という趣旨だ。仮に条例が制定された場合には、そういうことを考えていかなければならないと執行部は答弁している。全く実施する気がないというわけではない。

(神坂委員)

文教委員会での学校長の発言には正直驚かされた。このように意識が低い現状がある中で、意識付けるといって条例を制定する意義があるのでは。自転車事故が多発する中で、学校と保護者がともに意識を高めることが条例のあるべき姿だと思う。少しずつ意識付け、できることから指導してほしいという観点から努力義務としている。

(島崎委員)

学校現場におけるヘルメットの着用への思いは共有していると思う。ヘルメットの着用は重要なので、何らかの形で条例案に盛り込んだ方が良いと思うが、同時に現状では対応が厳しいという意見もある。修正の方法としては案2のようなやり方もあるとは思いますが、附則を追加するという修正方法は可能か。

(事務局)

附則を増やすこと自体は可能。当初、附則で検討条項を盛り込むことを考えたが、第22条第3項に規定する路上自転車駐車場の設置についての検討条項が本則に盛り込まれているので、条文間の整合性を図る上でも、ヘルメットの着用についても本則に盛り込むのが適切ではないかと判断した。ヘルメットの着用の検討条項を附則とするのであれば、路上自転車駐車場の設置の検討条項も附則とするのが適切である。

(島崎委員)

団会議において附則を追加する案も提案された経緯がある。ヘルメットの着用の検討条項を附則とするならば、路上自転車駐車場の設置の検討条項も附則としなければならないと理解した。

(小柳委員)

島崎委員の提案は、現状の条例案に附則を追加するということでよいか。また、努力義務の内容を附則で担保するというでよいか。

(島崎委員)

学校現場においても一定の責任を持ってもらうことはできるかという議論があった。修正前の条例案のままだと、スタートできないので、その部分を附則で補うのはどうかということだ。

(吉田委員)

4月1日の施行の段階ですべてが決まっている必要はあるのか。ヘルメットの着用については学校現場の実情などを勘案した上で、努力義務としたが、まだ様々な議論がでてきている状況。このような条文の書き方もあると思うが、そこまで細かく条例案に盛り込む必要は必ずしもないのでは。

(神坂委員)

附則を追加することには基本的に反対。工程表や計画は、条例に基づいて執行部が対応するもので、プロジェクト会議の場で議論するものではない。

(吉田委員)

今日の議論では、学校長や執行部がヘルメットの着用について非常に消極的で、安全に対する意識がそのようなものでいいのかという問題を共有できたと思う。現状を変えることが条例の位置付けとしてあると思う。具体的な書き方に対して様々な意見はあると思うが、まず、根底にある思いは共有できているのか確認したい。

(井上会長)

私個人としては同じであると思うが、全会派同じ認識であると考えてよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(吉田委員)

同じ認識であることが確認できたので、一日も早く具体的な施策に進んでいくような形にしていくことが大事だと思う。これまで長い時間をかけて、様々な角度から検討を加えてきた条例案なので、最後の文案の取りまとめを各会派でしていただければと思う。

(井上会長)

ヘルメットの着用の部分については様々なご意見をいただいたので、各会派に持ち帰り、ご検討いただきたい。また、まちづくり委員会において指摘のあった市民等の定義の修正については、事務局の修正案のとおりとしてよろしいか。

(各委員)

異議なし。

議題3 その他

・次回日程について

次回 6月26日(火) 午前9時